

連続セミナー2022（全7回）

外国人人人権基本法 を作ろう！

第1回

7/19

19:00-20:30 火



人権基本法 作成から18年 その再構築の主要課題

講師 丹羽 雅雄 さん

（弁護士／外国人人人権法連絡会共同代表／移住連理事）

- 開催方法 オンライン
- 対象 セミナー趣旨に賛同いただける方であればどなたでもご参加いただけます
- 参加費 無料 ＊外国人人人権法連絡会にカンパをお願いします <https://gjhr.net/donation/>
- 参加申込 <https://bit.ly/3z8vz2S>



＊7月17日までに申し込んでください
前日に資料とURLを送ります

- 主催 外国人人人権法連絡会（共催）移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

◆日本で暮らす外国人は300万人を超え、日本は今や「移民社会」となっています。しかし、政府は「移民政策」への転換を拒み、「人権政策」なしの「外国人労働力政策」に終始しています。

◆2020年、2021年とつづくコロナ感染拡大、2021年ミャンマーの軍事クーデター、2022年ロシアのウクライナ侵略……のなかで、いま日本に求められているのは、難民としての受け入れであり、窮地に追い込まれている移民・外国籍住民の緊急支援です。それと共に、「外国人／移民・難民の権利に関する基本法」であり、「人種差別撤廃法」「難民保護法」の立法化であり、「国内人権機関の設置」「個人通報制度の実現」が急務の課題なのです。そうした基本的な、必要不可欠な人権システムの上に、「包括的な移民法」が構想されなければならないでしょう。

◆これまで市民社会から提起された「外国人の人権に関する基本法案／政策提言」を踏まえて、2004年の日弁連第47回人権擁護大会第1分科会シンポジウム実行委員会が作成した「外国人・民族的少数者の人権基本法要綱試案」を主要テキストとして、弁護士・研究者・NGO・市民それぞれの現場から意見を出し合い、その最新版を作成していきます。

◆今秋から来年にかけて図られようとしている入管難民法の改悪と、新たな外国人労働力導入制度を阻止すると共に、法務省・入管庁主導による在留管理強化のもとでの「多文化共生施策」の欺瞞に対峙して、私たち市民社会がめざす「多民族・多文化共生」の実現に向けた市民法案を、国会へ提起していきましょう。

NEXT---> 8/9 難波 満さん「劣悪な難民認定制度と人権基本法」

連絡先： 外国人人人権法連絡会 info@gjhr.net